

2023.6.26

幼児期までこどもの育ち部会 第3回 意見書

倉石哲也（武庫川女子大学）

今回の部会を欠席するにあたり、意見を述べる機会をいただきましたことを深く感謝いたします。

就学前のこどもの育ちを考えるにあたり、「こどもの権利擁護」に関連して意見を4点、「基本的な指針の論点整理のポイント」の修正案とその理由を1点、計5点について意見を述べさせていただきます。

1. 「こどもの権利擁護」

こどもの権利擁護の重要性は、幼稚園教育要領、保育所保育指針、児童福祉法、児童の権利条約等で言葉を変えながら明記されております。中心となる考えは、こどもは心身ともに未発達な状態であること、彼らの生命の保持、人格形成には安定した養育を提供する大人（養育者）の存在が不可欠であること等を十分に理解することにあります。こどもは未発達な状態であり、その置かれた環境に応じて養護される権利を持つ主体であり、人格・人権が尊重されることは彼らの権利です。

2. 「こどもの発達保障としての権利擁護」

こどもの権利条約では、こどもの意見表明権が明記されています。こどもによっては、泣くこと、いやだと拒否すること、かんしゃくを起こすなどネガティブ感情表出が多くを占める時があります。ネガティブ感情表出に対峙する養育者は、それを意見表明として尊重できるよう、より丁寧なこどもへの関りが求められます。

社会・情緒的機能の発達では、できないことが許されるといった愛着理論に基づく大人の関わりが着目されています（図1）。社会的には、できるようにする、だけでなく、できないことを許す（次の頑張りに活かす）といった理念の形成が必要だと考えます。

社会・情動的な側面の発達

社会・情動的な側面の発達：

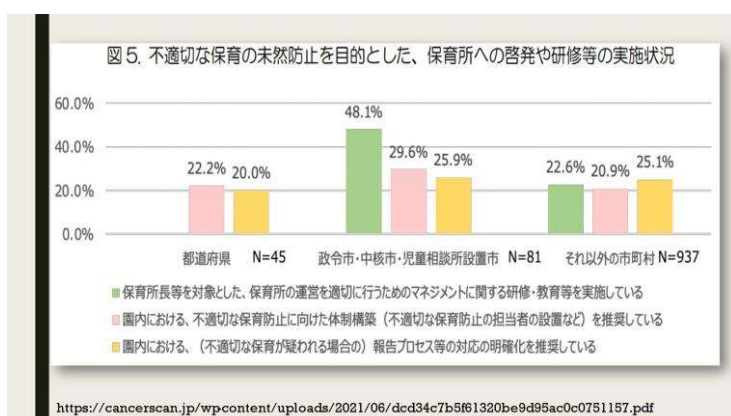
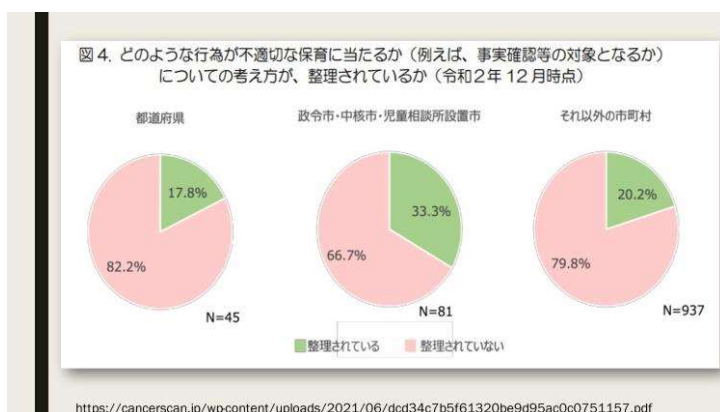
- ① **目標に向かって頑張ることができる**
 - ・ 失敗を恐れすぎない
 - ・ 失敗を支えられた体験が支えとなる
- ② **人とうまく関わることができる**
 - ・ 支えられた体験は信頼する力を作る
 - ・ 支えられ、支える関係を作る
- ③ **感情が（ある程度）コントロールできる**
 - ・ 不安や怖れを経験を、養育者との間で追いついたやり取りで克服することで身につきます

◆ 社会・情動的な側面の発達が、人間の精神発達、ストレス耐性、社会的自立を促す

3. 「こどもの権利侵害：不適切保育」

現在の幼児教育・保育の現場は多機能化が求められる一方、教育・保育施設における「不適切な保育（虐待等が疑われる事案）」が社会的に注目を集めるなど、就学前のこどもの育ちを保障する環境に対する社会の眼は厳しさを増していると言わざるを得ません。

不適切な保育については令和 2 年度に厚生労働省が実施した調査研究が報告されています。回答のあった自治体は、不適切な保育の行為類型が明確でない（66～82%）、研修が実施できていない（52～80%）となっており、教育・保育を支える仕組みが社会構造的に未整備であることが明らかとなっています。



（「不適切な保育に関する対応について事業報告書」令和 2 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業）

4. 「こどもの権利を擁護する環境整備」

教育・保育関係者が、こどもの発達保障と権利擁護の関係を十分に認識しておられることは疑いの余地はありません。しかし一方で不適切な保育が生じる現実を直視する必要があります。既にふれたように、不適切な保育の行為類型等を把握している自治体は令和 2 年度で 30%にも満たず、不適切な保育の防止を目的とした研修が実施される自治体も少ないと言わざるを得ません。

こども家庭庁は、昨年 12 月に全国の保育所等を対象として不適切な保育(又はその疑い)・虐待の調査を行いました。保育所における結果は、市町村が不適切な保育の事実を確認し

たのが 914 件、身体的虐待などの虐待が 90 件となっています。結果を受けてこども家庭庁は 5 月に「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」を公表しました。これまで規定されていなかった「不適切な保育」の考え方が明記され、その予防策や発生時の対応が提示されるなど、この問題の対策について前進が見られる内容となっています。

ガイドラインを中心に、自治体と教育・保育が一体となり、こどもの権利を擁護するための環境を整備することは急務であり、今後はガイドラインが保育・教育現場の実情に合うよう改良が重ねられることが期待されます。こういった環境整備により、教育・保育者が自らの保育を内省する機会となり、過信や責任転嫁が生じることを防ぎ、結果として教育・保育の専門性を高めることにつながります。

5. 「論点整理案の修正」(案)

(変更の提案)

部会第 2 回(6/14) 参考資料 1「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的な指針(仮称)の策定及びその実施に向けた検討論点案」の「目的(就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針に関する有識者懇談会等で示された論点整理(2022.3.30)のポイント」の 1 行目について、修正を提案いたします。

原文「こども基本法の目的・理念に則り、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、」を

修正案「こども基本法の目的・理念に則り、こどもの心身の状況、置かれている環境に十分に配慮しつつ、」に変更されることを提案いたします。

(理由)

全てのこどもを対象に心身の健やかな育ちを保障するためには、こどもが置かれた養育環境への視点は欠かせません。全てのこどもの権利が守られるとは、養育環境が理解され、その環境に十分に配慮されたうえでの well-being が保障される必要があります。

例えば、教育・保育プログラムで伝統的な家族文化(形態)に合わせた記念日的なプログラム(母の日、父の日等)が行われる場合には、社会的養護(社会的養育)下にいる家族と生活ができないこどもを含め、多様な家族形態や養育環境にいるこどもに十分な配慮が求められます。ひとり親、ステップ・ファミリー、里親、外国籍、親の疾患や障害等、様々な家庭環境にいるこどもたちの育ちと権利をどのように守るのか、社会的な議論がされなければなりません。

この部会において、教育・保育者が多様な養育環境に育つこどもの権利擁護をしっかりと意識するための指針(方針)の提示と、そのための課題を明らかにされることを期待しております。

以上、些末ですが意見を述べさせていただきます。よろしくお願いたします。